

広島市パートナーシップ宣誓制度

広島市は、2021年1月4日から性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとして宣誓した＜誓った＞ことを広島市が認める「パートナーシップ宣誓制度」を始めます。婚姻届のような法的効力はありませんが、新しく使うことのできる行政サービスがいくつかあります。

問合せ先・宣誓したい日の予約先：人権啓発課（TEL 504-2165 FAX 504-2609）

■ 宣誓できる人

一人または二人ともが性的マイノリティであるカップルで、次の1、2にあてはまる人。

1 どちらか一人が次のアまたはイのどちらかにあてはまる人。

ア 広島市内に住居がある＜住んでいる＞人。

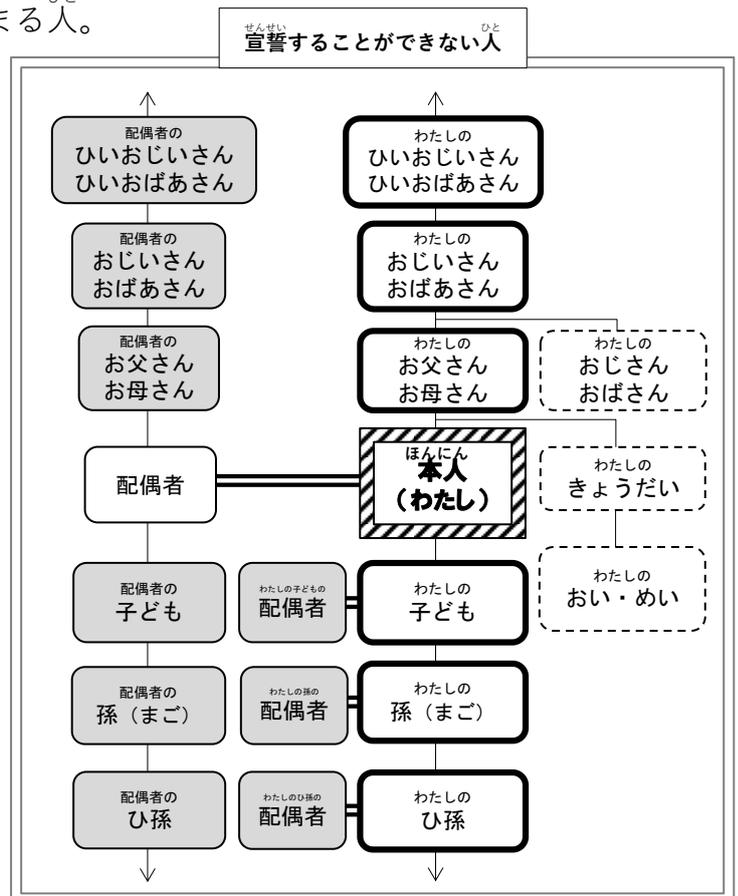
イ 宣誓した日から14日以内に広島市内への転入（引っ越し）を予定している人。

2 二人ともが次の(1)～(3)のすべてにあてはまる人。

(1) 二人とも20歳以上の人（2022年4月からは18歳以上の人）。

(2) 二人とも配偶者（事実婚も含みます）がない人。二人とも宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの宣誓をしていない人。

(3) 二人の関係が、家族や親戚でない人。例えば、あなたのお父さん、お母さん、きょうだい、おじさん、おばさんなどは宣誓することはできません。（お互いに右の図の中に書いている人〔直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族の人〕と宣誓することはできません。）



■ 宣誓の方法

二人そろって広島市（人権啓発課）の職員の前でパートナーシップ宣誓書を書きます。その他の必要な書類（次の(1)～(3)）と一緒に出示してください。宣誓したい日を1週間前までに予約してください。宣誓できる日は、月曜日～金曜日の午前8時30分～午後4時15分までです（祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除きます。）。

【その他の必要な書類】宣誓する日に持って来てください

- (1) 3か月以内に発行された住民票か、住民票記載事項証明書
- (2) 二人とも配偶者がいないと分かるもの。(戸籍抄本、婚姻要件具備証明書など)
- (3) 本人だと分かるもの。(運転免許証、マイナンバーカード〔個人番号カード〕、パスポート、住民基本台帳カード〔写真があるもの〕、在留カード、特別永住者証明書など、どれか一つを持って来てください。市でコピーします。)

※ (2)、(3)は外国語で書かれているものは、日本語に翻訳したのも用意してください。

※ 宣誓書に書く名前は、戸籍上の名前と通称名<いつも使っている名前>を使うことができます。

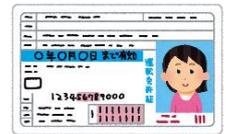
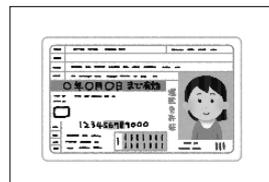


(1) 住民票など

(2) 戸籍抄本など

(3) 本人だと分かるもの

市でコピーします



■ 受領証などを渡します

広島市(人権啓発課)から、宣誓した日にパートナーシップ宣誓書受領証と受領カードを渡します。手続きに1時間くらいかかります。待ってください。

様式第2号 (第6条関係) (表面)

パートナーシップ宣誓書受領証

(年 月 日生)

住所 _____

パートナーシップ宣誓書受領カード

広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

| | |
|-------------------------|---------------------|
| 宣誓者 【本人】 氏名 _____ | 【パートナー】 氏名 _____ |
| (年 月 日生) | (年 月 日生) |
| 住所 _____ | 住所 _____ |
| 宣誓日 _____ 年 月 日 | |
| 交付番号 _____ | 広島市長 印 |

宣誓したカップルは宣誓書受領証などを見せると、新しく使うことのできる行政サービスがいくつかあります。

二人ともが岡山市に転居(引っ越し)したときは、広島市の受領証などを岡山市でも使うことができます。詳しくは、広島市(人権啓発課)に聞いてください。

※ 宣誓書に書いた内容が変わったときは、変わった内容がわかる書類と一緒に変更届を出してください。

